

ダム周辺で無人航空機を使用する場合の注意事項

福井県が管理するダム(龍ヶ鼻ダム、永平寺ダム、笹生川ダム、浄土寺川ダム、広野ダム、榎谷ダム、河内川ダム、大津呂ダム)の周辺で無人航空機(ドローン、ラジコン機など)を使用する際は、下記の注意事項を遵守していただきますようお願いします。

1. 無人航空機の飛行禁止区域について

ダム施設等の損傷や第三者への危害を防ぐため、以下の場所および第三者がいる場所においては無人航空機の離発着及び上空の飛行を行わないようお願いします。

- ダム堤体周辺
- ダム監視所、駐車場等の管理施設周辺
- ダム周辺の貯水池 ※流木止めから堤体までの範囲

2. 無人航空機の事故等が発生した場合について

- 上記に掲げる注意にも関わらず、飛行禁止区域内で無人航空機を離発着または飛行させたことによりダム施設等に損傷を与えた場合は、これによって生じた損失に対し賠償請求を行う可能性があります。
- 飛行禁止区域内外に関わらず、無人航空機を離発着または飛行させたことにより第三者及びその物件等に被害が生じても、ダム管理者はいかなる責任も負いません。
- ダム管理者は、飛行禁止区域内外に関わらず無人航空機の回収等は一切行いません。

3. 法令等の遵守について

- 無人航空機を飛行させるにあたり、航空法・道路交通法等の関連する法案を遵守してください。
- 無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネット等で公開する場合は、「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」(総務省)に従ってください。

4. その他

- 飛行禁止区域内外に関わらず、ダム施設等の安全管理上必要な場合は、職員から飛行中止を含む指示を行うことがあります。
- ご不明な点などありましたら、以下に連絡をいただきますようお願いします。

龍ヶ鼻・永平寺ダム統合管理事務所	0776-67-2841
笹生川・浄土寺川ダム統合管理事務所	0779-65-6561
広野・榎谷ダム統合管理事務所	0778-45-1122 ※二ツ屋導水施設を含む
河内川・大津呂ダム統合管理事務所	0770-56-0970

龍ヶ鼻ダム

飛行禁止区域



出典:地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院タイル(全国最新写真(シームレス))を加工して作成

永平寺ダム

飛行禁止区域



出典:地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院タイル(全国最新写真(シームレス))を加工して作成

笹生川ダム

飛行禁止区域



出典:地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院タイル(全国最新写真(シームレス))を加工して作成

浄土寺川ダム

飛行禁止区域



出典:地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院タイル(全国最新写真(シームレス))を加工して作成

広野ダム

飛行禁止区域



出典:地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院タイル(全国最新写真(シームレス))を加工して作成

榎谷ダム

飛行禁止区域



出典:地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院タイル(全国最新写真(シームレス))を加工して作成

二ツ屋導水施設

飛行禁止区域



出典:地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院タイル(全国最新写真(シームレス))を加工して作成

河内川ダム

飛行禁止区域



出典:地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院タイル(年度別写真(2018年))を加工して作成

大津呂ダム

飛行禁止区域



出典:地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院タイル(全国最新写真(シームレス))を加工して作成